

原子力規制委員会記者会見録

- 日時：平成31年2月6日（水）14：30～
- 場所：原子力規制委員会庁舎 記者会見室
- 対応：更田委員長

<質疑応答>

○司会 それでは、定刻になりましたので、ただいまから原子力規制委員会の定例会見を始めます。

皆様からの質問をお受けします。いつものとおり、所属と名前をおっしゃってから質問の方をお願いいたします。

それでは、質問のある方は手を挙げてください。ヨシノさん。

○記者 テレビ朝日、ヨシノです。よろしくお願ひします。

今日の定例会合で六ヶ所の話がまた出ましたが、なかなか珍しい感じだったと思うのですけれども、今日は、お聞きしている範囲では、重大事故対策を含めて、もうこれで公開の会合は終わったという、そして、補正書が出て、審査書案取りまとめというような流れになっていくという感じなのでしょうか。

○更田委員長 審査に当たっている審査チーム、金城管理官以下、それから、これは田中知委員も参加されているけれども、審査会合に参加している審査チームの判断としては、今の段階では改めて審査会合を開く必要はないのではないかと考えていると受け取っています。

ただ、まだこれから最後の取りまとめに当たって大きな疑問点などがあれば、改めて審査会合を開く可能性がゼロだと申し上げるつもりはありませんけれども、**おおむね一通りの議論を終えて、審査書の取りまとめに入ったと受けとめていただいてよろしいか**と思います。

○記者 重大事故対策等に関しても、委員長もかなりそこについてのこだわりとかもあつたと思うのですが、今の状況では、もう委員長の頭の中としても整理は終わったという感じですか。

○更田委員長 それはちょっと言い過ぎかもしれないです。どうしても技術的な話ですから、細部に重要なことが宿るというのは確かなところであって、やはりこれからきちんと確認をしていかなければいけないとは思っています。

ただ、今日、そもそも議題の冒頭で位置づけについて聞いたのは、おそらくは審査に当たっている田中知委員は、審査会合に出席して審査に加わっているから、その方針というか、流れについては承知しているのでしょうかけれども、委員会としての判断を、彼らにしてみれば、最後まで審査書まで仕上げて、最後の段階でひっくり返されたくないという思いはあるでしょうから、あらかじめ委員会としての大きな方針については、確

認をしておきたかったのだと思います。それは、私は常々、そういういた委員会としての方針を確認するのであれば、公開の席で問うてもらいたいと言っていますので、そういった意味で、今回、重大事故等対策に関して、特に耐震と蒸発乾固について、これでいいですよねという確認を委員会からとりたかったのだろうと受けとめています。

蒸発乾固についてよりも、むしろ耐震に関する部分については、これは基準をどう解釈するかというところに大きくよっている部分があつて、特に地震ハザードに対して、いわゆるDB条件、設計基準での条件に対して、SA条件、重大事故の条件をどう設定すれば妥当であるかというところが今日のポイントであったと思います。

○記者 わかりました。ありがとうございました。

○司会 それでは、イワマさん。

○記者 毎日新聞のイワマです。

いくつかあるのですけれども、まず、今のに関連してなのですけれども、これは先週の委員長の御発言でもありましたけれども、これまでいわゆる審査書に書き込むというよりは、むしろ説明の部分ですね、審査をする規制委員会、規制庁としてもしっかり説明をしていかなければいけないので、12月の部分では、例えばそうした説明部分について、原燃にも聞いておかなければいけない部分があるので、そうしたことでの審査会合を開く可能性があるともおっしゃられておられました。

そして、先週の御発言でも、そうした部分が多少まだ残っているかのように私は受けとめてしまったのですけれども、こうした意味でも、例えば審査会合ではないにしろ、何かこうした説明というものを集約するような場というものはこれから考えられるのでしょうか。

○更田委員長 そうですね。今の段階で特にそういうものを考えているわけではなくて、今、これから六ヶ所再処理施設の審査に当たって、どう進めていくかというと、やはり審査チームは、その判断ができるだけ明瞭に記載した審査書の案を整えてもらって、それについて、これは条文ベースで書かれますから、それぞれの条文に対する適合性についてひとつひとつ確認をしていくって、その説明なり立証がきちんとできているかどうかというのを確認していく。これは審査チームの結論を規制庁内の幹部や規制委員会として確認をしていくということになります。

○記者 かしこまりました。

あと、こちらは今後なのですけれども、もちろん本日確認をして、そして、原燃の方から補正書の方が出てくると。もちろん補正書に例えばミスがあったりですか、足りない部分があつたりですか、そうした場合には再補正をするというのはもちろん承知しているのですけれども、補正書がある意味完璧な状態でもう出てきたとして、通常の例えば実用炉などでは、そこから2週間ですか、こうした形で審査書案が委員会にかかるたりですか、こうしたこと、大体それぐらいのタイムスケジュール感だと把握し

ております。

今回の場合、初めての再処理施設ということもありますが、例えば審査書案が出てきたとして、その後、大体、大ざっぱなめどですけれども、どれぐらいで委員会での議論に達するとお考えでしょうか。

○更田委員長 これはもう御質問の中に答えが含まれていて、六ヶ所というか、再処理施設の審査は規制委員会にとって初めての判断ですので、そういった意味で、余り発電所での前例に倣うわけにはいかないし、そういった意味で、今の時点でどのぐらいというのは非常につかみにくいです。同型炉で前例がある場合で2週間とか1ヶ月とかというのは、同型炉の審査、既に審査経験、判断した経験があった場合ですけれども、今回は初めての判断ということもあって、本当に正直なところ、今の段階であとどのぐらいで規制委員会としての判断に至るかというのは、時間的なことは申し上げる段階にないと思っています。

○記者 今、私がちょっと申してしまったのですが、2週間ですとか1ヶ月とか、そうした期間ですけれども、やはり少なくともそこまではすんなりはいかないかなという感じですか。

○更田委員長 そうですね。これは本当に何とも言いようがないというのが正直なところですね。

○記者 かしこまりました。

あと、ちょっとお話を変わってしまうのですけれども、本日の委員会の議題の4番目で、ウランと思われる物質のネット販売の件があります。まず、こういう事案があったということに対して、委員長がどのように受けとめておられるかをお聞きしたいと思います。

○更田委員長 事案があったこと自体に関しては、こういった核燃料物質の譲り渡しにしろ、譲り受けにしろ、どちらも届け出をして、資格を有する者でなければできないということをきちんと社会全体に理解いただくということが、まず、こういったことが起きない上で一番大切なことだと思います。そういう意味で、今日の規制庁の対応も、核燃料物質を譲り渡すこと、譲り受けることに関して、改めて周知するための努力をするというのは、そういったことに対する対応だろうと思います。

あと、似たような事例がRIについて以前あって、RIと核燃料ですと、より懸念が深いのはむしろRIの方で、今回のような例えは劣化ウランであるとか少量のウランですと、放射線量は決して高くはないので、何が怖いかというと、発電所の事故であるとかと比較するのはよくないかもしれないけれども、こういった不用意にRIのようなものが回るということは、結果的には、個人ベースで捉えると被ばく量が大きくなるケースがまま見られます。

国際的な事例においてもそうで、不法にRIが投棄されてしまって、全くそれと気づかないで、例えばお子さんであるとか住民であるとかが、生活圏にそれを置いてしまうことによると。そうすると、気づかずに放射性物質のそばに長くいることになるので、地

味かもしれない、地味というのもふさわしくないかも知れないけれども、個人ベースで捉えると、被ばく量が非常に高くなることがこれまで国際的にはいくつも事例で見られているので、非常に注意をしなければならない。

RIに関してはに事例があつて、今回、核燃料物質についても同様のことがあつて、被ばく量から考えればRIの方にむしろ懸念が深いのですけれども、核燃料物質に関しても、当然、防いでいかなければならないことなので、まず、原子炉等規制法の定めるところに関して、しっかりした資格を持った者の間でしか流通しないのだということをきちんと御理解いただくことが重要だと思いますし、また、社会に対してそういうものを販売するネットワークを持っている業者の方々、今回でいえばヤフーですけれども、メリカリその他の業者の方にも理解をしていただく必要があるだろうと思っています。

○記者 今、RIについて、特にそうした知らずに持っていた場合の危険性のお話をいたしましたが、例えば今回の、もちろんまだ物質はわからないのですけれども、仮に例えばウランと見られる物質がこうして流入した際の危険性というものは、どのようにお考えになっておられますでしょうか。

○更田委員長 これは物質と量にもよりますけれども、先ほど申し上げたように、一般論からいうと、ウランそのものよりもRIの方が被ばく事故としては深刻になるケースが多いです。むしろウランの場合は放射線が非常に弱いので、逆に検知しにくい、検出しにくい。例えば不法に国内に流入しようとしたときに、RIなどの方が見つけやすいという部分はありますので、そういう意味で、見つけにくいという意味ではウランにややこしさはありますけれども、被ばくの観点からすると、ウランよりもむしろRIに気をつけなければならないというのが一般論としては成り立つと思っています。

○記者 今回、どうしてそうしたものが入手されたのかですか、そうしたものについては、もちろん警察が今、基本的には捜査しているということですけれども、規制機関として、例えば実際の取り締まりなどは、どうしても警察になる部分があるとは思うのですけれども、規制当局として、例えばいかにして入手、そうしたもののが実際に入手ルートができているですか、そうしたものに対してどういう対応をとるべきとお考えになっておられるでしょうか。

○更田委員長 その取引なり、その流通に関わっている者の特定ができた場合、これは規制当局としての役割があると思っています、その資格の有無等を確認する。ただ、今回のケースのように個人が特定されない場合というのは、やはりそれは警察の領域というか、これも個々の事例によって、警察が捜査の対象とするかしないかの判断はあると思いますけれども、今回のようなケースについていえば、これはやはり個人が特定できない時点で、私たちとしては、警察に通報をして警察の判断に委ねるというところまでが規制当局としての役割になると思います。

○記者 わかりました。ありがとうございます。

○司会 御質問のある方。それでは、一番前の方。

○記者 ロイター通信のタケナカと申します。

福島第一の汚染水、処理水に関する事なのですが、トリチウム水の対応に関しては、たしか前々回、この場でお話が出たときに、規制委員会としての見解を既に明らかにしているというお話をいただきましたが、それは以前、委員長がおっしゃってこられたように、希釈して海洋放出するというのが唯一の現実的な方法であると、こういった考えでよろしかったでしょうか。それで、今さらになって大変恐縮なのですが、そういった考えに至った理由、背景みたいなものを教えていただければありがたいのですが。さらに言うと、公聴会などで住民の方から出ておりますタンクでの長期保存が現実的な方法にはなり得ないよねというのは、どういったことからでしょうかということで、本当に基礎的、改めての質問になって恐縮なのですが。

○更田委員長 処理を終えた水の処分についての原子力規制委員会の見解は、今おっしゃったとおりで、変わっているものではありません。希釈をして、それぞれの核種が告示濃度制限を下回って、その総和として規制を守る条件にした上で海洋に放出するのが現実的な手段であるというのは、規制委員会の見解は何ら変わっているところではありません。

その判断の根拠ですけれども、基本的に処分を進める上では、処分をしない、ないしは貯留し続けるということに、今、言及をされたわけですけれども、貯留をし続けるというのは、東京電力に対して、ほぼ期間を特定しないでその水の管理を強いる形になる。タンクも当然、供用するための期間がありますから、ずっとタンクのリプレースをし続けていかなければいけない。廃炉に対する規制というのは、例えば、発電をするための原子力発電所等に対する規制とは異なって、やはりリスクをどんどん下げていって、さらには廃炉作業を前へ進めてもらわなければいけない。何か不具合なり、よくないことがあったときに、それが商業活動であったならば、運転の停止を求めるというアプローチはありますけれども、福島第一原子力発電所の廃炉に関しては、廃炉作業の停止を求めるって逆方向ですね。前へ進んでもらわなければいけない。そうした中で、原子力規制委員会としては、より大事なところにきちんと資源を投入して、リスクを下げるところからまず中心にやるべきである。

端的に言えば、今、私たちが一番強い関心を持っているのは使用済燃料プールからの燃料の取り出します。今、苦戦はしていますけれども、3号機でこれに取りかかろうとしている。それから、1号機のオペレーションフロアの片づけのようなものは大変重要です。それから、これも濃度を下げてきたから、建屋に滞留している水、要するに、貯めているのではなくて、溜まってしまっている水、この水の濃度も随分下がってはきているけれども、意図して貯めているわけではなくて、溜まてしまっている水ですから、こういったものの処理を早く進めていかなければならない。リスク上重要なことがいっぱいある中で、処理が済んだ水をずっとため続けることに人的、予算的な資源を投入す

るというのは、優先順位から考えて合理的な判断とはとても言えない。そういう意味で、東京電力には、より大事なところに、より多くの資源を投入してほしいと考えていますので、そういう意味で、処理済水の処分というのは合理的な方法で進んでくれることを期待しています。

技術的に言って、分離云々というのは全く現実的ではない。それから、いくつかのオプションを示されましたけれども、技術的に可能であるか、可能でないかと言えば、米国でスリーマイルアイランドの事故があったときに水の処分をどうしたかというと、大気放出をしました。だから、これは技術として前例があるといえば、米国での前例はある。ですから、貯め続けるか、大気放とするか、海洋放するか。ただ、期間であるとか、資源の問題等を考えると、現実的にとれるのは、残念ながら海洋放だけであるというのが、随分前に原子力規制委員会が出した判断であります。

○記者 短く一つだけ。当然、希釈する場合には制限以下に下げるわけで、そうすると、健康面、安全面でも影響はないはずだというのが見解だと思うのですが、例えば、インターネット上のいろいろな意見とかで、いやいや、そうではないのではないかということもあります。そういうものを払拭するための努力というのは、規制委員会の委員長とは職権的に外れるのかもしれません、そういうものが風評被害とかにつながらないためにも、そういう努力が十分なされているのか、さらなるステップが必要であるのか、そのあたりのことに関してはいかがでしょう。

○更田委員長 これは、決して形式論として申し上げているつもりはないですけれども、本来であれば東京電力がその責任と、それから、事故に対する、贖罪という言葉がふさわしいかどうか分からぬけれども、今回の一連の処理済水に関する問題においても、東京電力が前へ出て、主体的に、自らの言葉でもってきちんと社会へ発信するというのは、もっともっと責任を果たしてよいのだと思っています。

原子力規制委員会としては、東京電力の肩代わりをするつもりはありませんけれども、しかしながら、原子力にかかわる一つの組織として、おっしゃるように、風評被害が起きないように、あるいは一人でも多くの方に御理解をいただくようにといった努力は一定程度したいと思っています。

告示濃度制限がどういった形で設定されているのかは、これを見てください、あれを見てくださいと、役所の方は資料はすぐ出てくるのだけれども、それが必ずしも伝わりやすいものになっているかどうかは議論のあるところだと思いますけれども、処分方法の選択に関する議論は、資源エネルギー庁、東京電力が進めているプロセスの途上にありますので、今の時点では規制委員会が介入するという考えは持っていないのですけれども、処分方法の方向が見えた、選択がなされた時点で、それがどういった意味を持つのかに関しては、規制委員会もできるだけの発信の努力をしていきたいとは思います。

○司会 御質問のある方、いらっしゃいますか。では、タケウチさん、お願ひします。

○記者 共同通信のタケウチです。

先週の発生で、今日もトピックスとして報告ありましたが、JAEAでの事故がありましたが、JAEAは大洗でも大きな事故をやっていて、振り返れば、ありとあらゆる事故を起こしてきて、信頼を失っている組織ですが、改めて、今回の事故についてはどう見られていますか。

○更田委員長 おっしゃるように、一連の不具合であるとか、不始末であるとか、いろいろなことが同じ組織で。ただ、それだけ多様なアクティビティを持っている組織なのだと考えざるを得ないだろうと思っています。ただし、大洗の燃料研究棟の事例と今回の事例との間には決定的な違いがあって、こういった汚染が生じたときに最も大事なことは、一つは環境に影響を及ぼさないこと、要するに外に出さないことですね。二つ目は従事者が被ばくしないこと。環境へ出さなければ、他者への迷惑は回避することができる。その上で、従事者が被ばくしないこと。

これまで伝えられている限りで言えば、今回の、プル2と言っていますけれども、プルトニウム第2開発室での汚染に関しては、従事者の被ばくがなく、かつ環境への放出もなかった。そういう意味では、作業区域内の汚染ないしは従事者の衣服、作業着等に対する汚染は起きてしまったものの、その対処によって従事者の被ばくがなく、環境への放出もなかったという時点で、燃研棟の事例と同じ汚染ではあるものの、はっきり区別されるものだと、今まで聞いているところで言えば、区別されるものと考えています。

もともとの施設の規模も随分違う。燃研棟は研究施設で、プル2は言ってみれば工場みたいなところですから、こういった事態に対する対応等は、より堅い体制がとられていただろうと推察もされるし、さらに言えば燃研棟の事例の教訓もあったのであろうとは思っています。

プル2みたいな施設で今回のような汚染をどう捉えるか、これはなかなか難しい問題で、確かに遺憾なことではあって、汚染が起きたというのは非常に残念なことではあるのだけれども、粉末を扱う、ああいった施設で今回のような汚染がゼロであるべきだというのは、これはこれでなかなか難しい話だと思っています。むしろ要点は、汚染が起きたとき、警報が吹鳴したときにどのような対処ができるかが重要で、その点に関しては、被ばくを防ぎ、環境への影響を及ぼさなかつたという点で今回は燃研棟の事例とは異なって、よかつたとは決して言いませんけれども、事例としてはそこで収まってくれてということは評価できると考えています。

○記者 影響としては結果的にそうではあったのですが、当日もニュースとしてはかなり大きく扱われましたし、いろいろな人がかなりびっくりした事案ではあって、少なくとも不安を感じた人もいるという中で、そこも含めですし、あわやの事態に近いものが起きているという意味でも、機構に対して、これからどういう点を特に対応を求めていくのか。どういう事故報告になるのかもまだ分からんけれども、どういう対応を規制委員会として、監視になるのか、どういう対応をされていくのでしょうか。

○更田委員長 10日報と言われる、10日後までの報告すらまだ受けていない時点なので、なかなか申し上げにくいのですけれども、改善点があるかどうか。今回のような汚染を防ぐところで、どこか分かれ目になる分岐点があったかどうか、判断の誤りがあったかどうか、これがあるのか、ないのかによって、その後の対応はどうしても異なってきます。

それから、日本原子力研究開発機構に関しては、やはり多くの廃炉作業、廃止措置、それから、多くの廃棄物の処理、処分を抱えていて、これも先ほど申し上げたのと同様に、やめてしまえと言えるものではなくて、早く前へ進めてくれという方向のことなので、そういう意味で、より慎重なというのもあるけれども、慎重な作業でいたずらに期間が延びるということは、リスクの観点からしたら、かえって不利益をもたらす可能性もあるので、この対処は大きなミス、大きな判断の誤りや作業上のミスが特定できれば別ですけれども、恐らくそうではないのではないかと思われるところもあって、なかなかすきとした答えには結びついていかないですね。

○記者 原子力機構はたしか燃研棟の事故以降、とまっていたものとか、一部終わっていない、核燃料物質の扱い、移しているところがあったと思いますが、一旦止めてほしいとか、そういうことまでは考えていないですか。

○更田委員長 今の時点で具体的に申し上げられるような事例を持っているわけではありません。ただ、燃研棟にしても、廃止措置に向けて、まだまだ作業がある。むしろ燃研棟に関して言えば、ごく初期の時点にあると言っていいし、JAEAが所有するプルトニウムに関しては、集約化であるとか、様々な提案を受けていて、そういう意味で、例えば、プルトニウム粉末を焼結して、炉心に装荷できない形ではあるけれども、燃料棒のような形にして保管する。安全上の観点からは好ましいことだけれども、当然、そのためには、燃料製造とそれほど大きく変わらないリスクを持った作業が続くわけであって、ですから、これは慎重に進めてほしいとしか申し上げようがないけれども、慎重にと言うとちょっと観念論的であって、やはり適正な資源をきちんと投入して作業を進めてほしいと思います。

○司会 御質問のある方、いらっしゃいますか。それでは、最後、イワマさんです。

○記者 2回目になってしまって申し訳ありません。先ほどのネットでの販売の件についてなのですから、今後、正式にどういう物質なのか、鑑定結果が出てきた場合に、例えば、それが核燃料物質ですか、国規物ですか、許可を受けなければいけないものであった場合に、規制委員会として、それが出た後になると思いますが、どういう対応をとっていくべきとお考えでしょうか。

○更田委員長 これはまず警察の対応が先だと思います。その上で、規制委員会がすべきことがあればではありますけれども、基本的には、もし資格を有しない者であれば、それは法に基づく処分といいますか、判断があるでしょうから、今の段階では、原子力

規制委員会としては警察の捜査の妨げにならないように、それを注視していくことになります。

○記者 ありがとうございます。

○司会 それでは、本日の会見は以上としたいと思います。お疲れさまでした。

—了—